

静岡県公安委員会規程第6号

高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月15日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習の委託) 第2条 (略)	(講習の委託等) 第2条 (略)
(高齢者講習指導員の承認) 第5条 (略) 2 (略)	<u>2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、公安委員会が講習を行うものとする。</u> (高齢者講習指導員の承認等) 第5条 (略) 2 (略) 3 第2条第2項の規定により公安委員会が講習を行うときは、前条各号に規定する要件を満たす警察職員が行うものとする。
(講習終了証明書の交付) 第9条 <u>講習受託機関</u> は、講習を終了した者に対し、高齢者講習終了証明書（規則別記様式第22の10の7）を交付するものとする。	(講習終了証明書の交付) 第9条 <u>公安委員会及び講習受託機関</u> は、講習を終了した者に対し、高齢者講習終了証明書（規則別記様式第22の10の7）を交付するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。